

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	運営規程 重要事項説明書	条例第77号第29条 他	利用料の記載について、運営規程と重要事項説明書に相違があるので整合性を図ること。	岐阜地域福祉事務所
2	共通	3 運営	衛生管理等について	条例第77号第31条第1項 他	一部の職員について、定期健康診断等による健康状態の把握を行っていなかった。従業者が感染源となることを防止し、適切にサービスを提供できるよう、従業者の健康状態を定期的に把握し、記録に残しておくこと。	岐阜地域福祉事務所
3	共通	3 運営	秘密保持について	条例第77号第33条第1項 他	秘密保持のための誓約書を一部の従業員から徴収していなかった。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、従業員または従業員であったものに対して必要な措置を講ずること（就業規則や誓約書の提出など）	岐阜地域福祉事務所
4	共通	3 運営	苦情への対応について	条例第77号第36条第1項 他	受け付けた苦情について、苦情申し出者に対し説明もしくは謝罪等を行い、その結果納得された（解決した）ところまでの記録を残すこと。口頭で処理したものであっても、その内容を明確に記録に残すこと。	岐阜地域福祉事務所
5	共通	3 運営	記録保存	条例第77号第40条 他	記録の保存期間について、契約書に記録の保存期間が2年間と定められていたもので、保存期間を5年に改めること。	岐阜地域福祉事務所
6	共通	3 運営	領収証について	H12.6.1老発第509号「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」	領収証について、居宅サービス計画を作成した居宅支援事業所名及び医療費控除の対象金額が記載されていないため、対象となる利用者に係る領収証に居宅サービス計画を作成した事業所名及び医療費控除の対象金額を記載すること。	岐阜地域福祉事務所
7	共通	3 運営	事故報告について	岐阜県「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」	骨折等の重篤な事故について県への報告が行われていない事例があったため、病院にかかるような重篤な事故に関しては、所管の県事務所に報告すること。	岐阜地域福祉事務所
8	共通	3 運営	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置について	法律第124号高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20号	高齢者虐待の防止に向けた研修を実施していなかった。当該研修を定期的に行い、その記録を保管するとともに、研修欠席者に対しては資料の回覧等によりその内容を周知すること。	岐阜地域福祉事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	サービス提供責任者	条例第77号第6条	専ら訪問介護に従事する者を充てること。	岐阜地域福祉事務所
2	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービス提供	条例77号第17条	訪問介護計画及び居宅サービス計画に記載のないサービスを提供していた。居宅サービス計画の変更する必要がある場合は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画を変更するよう求めること。	岐阜地域福祉事務所
3	訪問介護	3 運営	身分を証する書類の携行	条例第19条	非常勤の職員についても身分証を携行すること。	岐阜地域福祉事務所
4	訪問介護	3 運営	サービス提供記録	条例第77号第20条	サービス提供日時の記載誤りやサービス提供内容の漏れが認められた。また、サービス提供記録がない事例が認められた。サービス提供の記録には、提供日、具体的な内容（身体介護、生活介護の別等）を漏れなく記入し、適切に保管すること。	岐阜地域福祉事務所
5	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第2項第1号及び第4号	訪問介護計画と居宅サービス計画の内容が一致していない事例が見受けられたため、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	条例第77号第24条第2項第3号	訪問介護計画について、利用者又はその家族の同意を得ていない事例が認められた。また、訪問介護計画を交付していない事例が認められた。訪問介護計画は利用者又はその家族の同意を得るとともに、交付すること。	岐阜地域福祉事務所
7	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第30条第1項	月ごとの勤務表は作成されているが、内容が不十分であった。勤務表には日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係・サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	岐阜地域福祉事務所
8	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第30条第1項	管理者及びサービス提供責任者の勤務実績を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
9	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第30条第1項	有料老人ホームと訪問介護事業所を併設している場合、有料老人ホームと訪問介護事業所の勤務表は分けて作成することとし、訪問介護事業所として人員基準が満たされていることを確認できるようにすること。	岐阜地域福祉事務所
10	訪問介護	4 報酬	2人の訪問介護員等による訪問介護について	老企第36号第2の2(12) 他	2人の訪問介護員等による訪問介護を実施する場合、その必要性について検討し、その記録を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
11	訪問看護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	条例第77号第73条（準用第17条）	訪問看護計画と居宅サービス計画の内容が一致していない事例が見受けられたため、居宅サービス計画に沿った訪問看護計画を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
12	訪問看護	4 報酬	緊急時訪問看護加算	老企第36号第2の4(15) 他	緊急時訪問看護を実施した際には、居宅サービス計画（サービス提供表）を変更すること。	岐阜地域福祉事務所
13	訪問入浴	3 運営	指定訪問入浴介護の取扱方針について	条例第77号第50条第2項第4項	訪問入浴サービス記録に、当該サービスに係る責任者を記録すること。	岐阜地域福祉事務所
14	訪問入浴	3 運営	指定訪問入浴介護の取扱方針について	条例第77号第50条第2項第4号	入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずる恐れがなく、介護職員のみでサービスを提供することが可能な場合に、主治の医師の意見を確認し、確認した意見の記録を残すこと。	岐阜地域福祉事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	2 設備	設備	条例第77号第93条第2項第1号	食堂及び機能訓練室の一部が事務室として使用されていた。機能訓練室の面積を明確にするともに、食堂と機能訓練室の合計面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。面積に変更がある場合は変更届を提出すること。	岐阜地域福祉事務所
2	通所介護	5 その他	屋外でのサービス提供	条例第77号第95条、第96条、第103条（準用第17条）、H11.9.17老企第25号第363(2)④	指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であることから、あらかじめ居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられ、効果的な機能訓練等のサービスが提供できる場合に限り事業所の屋外でのサービスを提供すること。	岐阜地域福祉事務所
3	通所介護	3 運営	定員の遵守について	条例第77号第99条	定員を超過している事例あったので、定員を遵守すること。	岐阜地域福祉事務所
4	通所介護	3 運営	非常災害対策	条例第77号第100条	非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係職員への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
5	通所介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について	条例第77号第103条（準用第17条）	サービス提供内容を変更しているにもかかわらず、居宅サービス計画の変更のために必要な援助を行っていなかった。居宅サービス計画の変更する必要がある場合は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画を変更するよう求めること。	岐阜地域福祉事務所
6	通所介護	3 運営	サービス提供記録	条例第77号第103条（準用第20条）	機能訓練が計画に位置づけられている利用者について、サービス提供記録を残すこと。記録の内容としては、機能訓練の開始時間、終了時間、機能訓練を行った担当者の氏名等を明確に記載すること。	岐阜地域福祉事務所
7	通所介護	3 運営	サービス提供記録	条例第77号第103条（準用第20条）	通所計画に入浴を位置づけている利用者について、入浴を中止した場合、中止した理由等を（利用者の状態、心身の状態等）明確にし、サービス提供記録として整備すること	岐阜地域福祉事務所
8	通所介護	4 報酬	2時間以上3時間未満の通所介護	老企第36号第2の2(12) 他	長時間のサービス利用が困難な理由（やむを得ない事情）が不明確であったので、サービス担当者会議等で検討を行い、その必要性を明示すること。	岐阜地域福祉事務所
9	通所介護	4 報酬	入浴介助加算	老企第36号第2の7(7) 他	入浴を中止し、清拭を行った場合に、入浴介助加算を算定していた。	岐阜地域福祉事務所
10	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算 I・II	老企第36号第2の7(9)、老振発0327第2号他	個別機能訓練の実施記録がないので、記録を残すこと。記録の内容としては、実施時間、訓練内容、担当者等を明確に記載すること。	岐阜地域福祉事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	3 運営	指定短期入所生活介護の取扱方針	条例第77号第142条第4項及び第5項	身体拘束廃止委員会の開催記録がない。記録には開催日時、場所、各職種の参加職員氏名、拘束対象者の氏名、拘束の種類、拘束の期間、拘束を必要とする理由、拘束の可否決定等を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
2	短期入所生活介護	3 運営	指定短期入所生活介護の取扱方針	条例第77号第142条第4項及び第5項	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録すること。また、定期的にその必要性について検討しその結果について記録すること。	岐阜地域福祉事務所
3	短期入所生活介護	3 運営	事故発生時の対応	条例第77号第155条(準用第38条)	事故発生時の対応記録には、事故後の病院受診後の結果や家族への説明等についても記録し、発生した事故の顛末まで記録すること。	岐阜地域福祉事務所
4	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制の確保	条例第77号第155条(準用第98条第1項)	勤務表に、医師及び機能訓練指導員が位置付けられていなかったため明記すること。	岐阜地域福祉事務所
5	短期入所生活介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第40号第2の2(7) 他	個別機能訓練加算の実施について、3月に1回の居宅訪問の実施記録がなく、利用者の居宅での生活状況にかかるアセスメントの記録を確認できない事例があった。当該加算を算定する場合は、あらかじめ利用者の居宅を訪問して居宅での生活状況を確認した上で計画の見直しを行うこと。また、居宅訪問の実施結果について記録を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
6	短期入所生活介護	4 報酬	医療連携強化加算	老企第40号第2の2(9) 他	医療連携強化加算を算定するに当たっては、概ね1日に3回以上の頻度で看護職員による定期的な巡視を実施する必要があるが、実施した際の記録が残っていないので、看護職員による定期的な巡視を実施し記録を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
7	短期入所生活介護	4 報酬	緊急短期入所受入加算	老企第40号第2の2(15) 他	事前に居宅支援事業者から、利用理由、利用期間等の連絡を受けた記録がない事例が認められた。当該加算を算定する場合は、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録しておくこと。	岐阜地域福祉事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	福祉用具貸与	2 設備	指定福祉用具貸与の取扱方針について	条例第77号第236条	利用開始時に福祉用具の使用方法（取扱説明等）及び留意点の説明を行ったことについて、記録を残すこと。（説明を行った日時・場所・説明した福祉用具専門相談員の氏名等）	岐阜地域福祉事務所
2	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画の作成	条例第77号第236条第1項	福祉用具貸与と特定福祉販売を利用する利用者の計画が別々に作成されていた。一体のものとして作成すること。	岐阜地域福祉事務所
3	福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成	条例第77号第237条第2項第1号	居宅サービス計画に位置づけのあるサービスについて、福祉用具貸与計画に位置づけがなかった。福祉用具貸与計画は居宅サービス計画に沿って作成すること。	岐阜地域福祉事務所
4	福祉用具貸与	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	条例第77号第244条（準用第17条）	福祉用具貸与計画及び居宅サービス計画に位置づけのない福祉用具貸与サービスを行っていた。居宅サービス計画の変更をする必要がある場合は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画を変更するよう求めること。	岐阜地域福祉事務所

○平成29年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	条例第79号第16条第4項及び第5項及び第6項	身体的拘束等を終結（解除）する決定をした際に、家族に対して報告を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	指定介護福祉施設サービスの取扱方針	条例第79号第16条第4項及び第5項及び第6項	事前に、身体的拘束等を行う必要性について検討した記録がない。	岐阜地域福祉事務所
3	介護老人福祉施設	3 運営	非常災害対策について	条例第79号第32条	夜間を想定した避難訓練を実施していない。年2回以上の訓練のうち、1回は夜間を想定した訓練を実施すること。	岐阜地域福祉事務所
4	介護老人福祉施設	3 運営	衛生管理等	条例第79号第33条第2項	施設の職員のみならず、入所者に対し食事を提供している委託業者に対しても、感染防止マニュアルの周知を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
5	介護老人福祉施設	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第40号第2の5(11) 他	個別機能訓練計画について、多職種が共同して作成したことが確認できるよう記録を残すこと。	岐阜地域福祉事務所
6	介護老人福祉施設	4 報酬	栄養マネジメント加算	老企第40号第2の5(18) 他	栄養マネジメント計画について、同意を得ていない事例が認められた。当該加算を取得する場合は、栄養マネジメント計画について、対象となる入所者またはその家族に説明し、同意を得ること。	岐阜地域福祉事務所
7	介護老人福祉施設	4 報酬	経口維持加算 (旧:経口維持加算(I))	老企第40号第2の5(20) 他	6月（平成30からは180日）を超えて当該加算を算定する入所者の事例で、おおむね1月ごと（平成30年からは2週間ごと）に医師の指示を受けた記録がない。	岐阜地域福祉事務所
8	介護老人保健施設	3 運営	入退所について	条例80号第12条第4項	モニタリングについて、退所についての検討を行っていない事例が認められた。入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、少なくとも3ヶ月ごとに、医師、薬剤師、介護職員、看護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、その内容を記録すること。	岐阜地域福祉事務所
9	介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画の作成	条例第80号第17条第2項第3号	モニタリングについて、介護支援専門員が入所者に面接を行ったことが不明確であったため、面接を行った介護支援専門員の氏名及び面接日時について明確に記録に残すこと。	岐阜地域福祉事務所
10	介護老人保健施設	3 運営	非常災害対策	条例第80号第32条	年に1回のみの実施となっている事例が認められたので、避難訓練は年に2回以上実施すること。	岐阜地域福祉事務所
11	介護老人保健施設	4 報酬	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	老企第40号第2の6(9) 他	実施したリハビリテーションの内容を残していない事例が認められた。実施した都度、実施時間・訓練評価・担当者の氏名とともに実施したリハビリテーションの内容について記録を作成し、入所者ごとに保管すること。	岐阜地域福祉事務所